

軽自動車税の お知らせ

税務課 27-0173

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等を譲渡、廃車、住所変更した時は、お早めに手続きしてください。

【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

| 車種 | 区分 | 年税額 |
|----------|---------------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 |
| 二輪の軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用自動車 | 2,400円 |
| | その他のもの | 5,900円 |

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

※最初(新車)の新規検査を受けた時期は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」でご確認ください。

| 車両区分 | | | 税額 | | | |
|------|------|-----|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|---------|
| | | | 平成19年3月31日までに新規検査を受けた車両※1 | 平成19年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両 | 平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両※2 | |
| 軽自動車 | 三輪 | | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 | |
| | 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 | 10,800円 |
| | | | 営業用 | 8,200円 | 5,500円 | 6,900円 |
| | | 貨物用 | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 | 3,800円 |

※1 軽自動車のグリーン化特例(重課)が適用されます。地球環境を保護する観点から、最初(新車)の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上及び三輪の車両は、重課が適用されます。

※2 平成30年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについては、税額を軽減する特例措置(グリーン化特例(軽課))を適用します。下記を参照してください。

【令和2年度グリーン化特例(軽課)】

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、環境性能の優れたものについて以下のように軽減されます。

| 車両区分 | | | グリーン化特例(軽課)適用車両 | | | |
|------|------|-----|-----------------|--------|--------|--------|
| | | | 75%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 | |
| 軽自動車 | 三輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| | 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| | | | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | | 貨物用 | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
| | | | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

軽自動車税(種別割)の減免申請について



身体障害者手帳等の交付を受けている方、または交付を受けている方と生計を一緒にしている方は、軽自動車税(種別割)を減免することができます。

この減免申請は、毎年申請する必要がありますので、令和2年度分軽自動車税(種別割)の減免を希望される方は、4月30日(木)までに必要書類等を揃えて、税務課の窓口へ申請してください。

なお、現在、減免が適用されている方には、3月下旬に申請の案内を送付する予定です。

【必要書類】

1. 減免申請書
2. 身体障害者手帳(または精神障害者保健福祉手帳、戦疾病者手帳、療育手帳)
3. 運転される方の運転免許証
4. 自動車検査証
5. 印鑑(朱肉を使うもの)
6. 個人番号がわかるもの(納税義務者)

※減免申請の期限を過ぎますと、減免を受けることができません。

※障害の内容などにより減免できない場合があります。

※手帳をお持ちの方1人につき1台のみ減免となります。また、自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができません。

税務課 ☎ 27-0173